

第 5 回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

令和 8 年 1 0 月 2 1 日 提出

I 件数 4 件

【内訳】議案 3 件 （工事請負契約 3 件）
報告 1 件 （専決処分の報告 1 件）

II 議案の要旨

議案第 9 8 号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契 約 の 目 的	南相馬市新庁舎建設建築主体工事
施 工 場 所	南相馬市原町区三島町二丁目地内
契 約 の 金 額	4, 6 7 5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税を含む。）
工 期	本契約日から起算して 3 日を経過した日（土日祝日を除く） から令和 1 1 年 1 月 3 1 日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	南相馬市原町区青葉町一丁目 1 番地 庄司・東北・関場・石川特定建設工事共同企業体

【予定価格】

予 定 価 格	4, 7 0 3, 6 0 0, 0 0 0 円（消費税を含む。）
落 札 率	9 9. 3 9 %

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	見積合わせ	備 考
庄司・東北・関場・石川 特定建設工事共同企業体	4, 300, 000, 000 円 (4, 730, 000, 000 円)	4, 250, 000, 000 円 (4, 675, 000, 000 円)	落札

【工事概要】

建築工事

南相馬市新庁舎

庁舎棟 SRC+S 造（免震構造）

地上4階+PH階 延面積=9048.14 m²

キャノピー1-1 S造 地上1階 延面積=64.3 m²

キャノピー1-2 S造 地上1階

キャノピー2 S造 地上1階

駐輪場 S造 地上1階 4棟 延面積=33.88 m²/棟

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

議案第 99 号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契 約 の 目 的	南相馬市新庁舎建設機械設備工事
施 工 場 所	南相馬市原町区三島町二丁目地内
契 約 の 金 額	1, 470, 700, 000 円（消費税を含む。）
工 期	本契約日から起算して 3 日を経過した日（土日祝日を除く） から令和 11 年 1 月 31 日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	南相馬市原町区小川町 670 番地 恒栄・伊藤・糸井・セントラル特定建設工事共同企業体

【予定価格】

予 定 価 格	1, 471, 800, 000 円（消費税を含む。）
落 札 率	99.93%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	見積合わせ	備 考
恒栄・伊藤・糸井・セントラル 特定建設工事共同企業体	1,370,000,000 円 (1,507,000,000 円)	1,337,000,000 円 (1,470,700,000 円)	落札

【工事概要】

新庁舎建設機械設備工事

- ・庁舎本体機械設備工事 一式
- ・外構工事 一式

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

議案第 100号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契 約 の 目 的	南相馬市新庁舎建設電気設備工事
施 工 場 所	南相馬市原町区三島町二丁目地内
契 約 の 金 額	1, 373, 900, 000円（消費税を含む。）
工 期	本契約日から起算して3日を経過した日（土日祝日を除く） から令和11年1月31日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	南相馬市原町区上北高平字上北沢161番地の6 青田・旭・恒栄・浪電特定建設工事共同企業体

【予定価格】

予 定 価 格	1, 373, 900, 000円（消費税を含む。）
落 札 率	100%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第1回入札額	備 考
青田・旭・恒栄・浪電特定建設工事共同企業体	1,249,000,000円 (1,373,900,000円)	落札

【工事概要】

新庁舎建設電気設備工事

- ・庁舎本体電気設備工事 一式
- ・外構工事 一式

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

報告第 1 6 号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

【専決第 1 4 号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和 8 年 1 0 月 9 日専決】 (土木課)

1 損害を賠償し和解する相手方

山形県山形市在住個人

2 損害賠償の額

1 5 6 , 0 3 4 円

うち保険等により補填される額	1 5 6 , 0 3 4 円
市が自ら負担する額	0 円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和 3 年 8 月 3 0 日（月）午後 5 時半頃、相手方の車両が南相馬市小高区角部内地内の市道蛭沢・塚原線を走行中、市道上のポットホール（深さ 15 cm×幅 50 cm×長さ 1mの路面の穴）の段差の衝撃により、当該車両の右後方タイヤのパンク及びサスペンションに損害を与えたもの。

事故後、相手方と修理範囲や過失割合に関する協議に時間を要したものの、今般、損害賠償の額を上記のとおりとすることについて合意に至り、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

4 事故の種類

物損事故